

『地理総合／歴史総合／公共』の「公共」

第1 高等学校教科担当教員の意見・評価

1 前文

令和8年度（第6回）共通テストの追・再試験が実施された。

評価に当たっては、報告書（本試験）15ページに記載の8項目の観点により、総合的に検討を行った。

2 内容・範囲

学習指導要領「公共」（以下「公共」）の目標に示された「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」を踏まえて問題が作成されていると同時に、時事的な話題も取り入れるなど、高等学校の指導を踏まえた出題が数多く見られた。

出題内容を学習指導要領が定める中項目に示された内容ごとに見ると、「公共」の大項目A～Cに基づき、法、政治、経済、探究の項目ごとに大問が作られ、各大問には大項目Aを踏まえた問題が見られる。また各問題を評価の観点ごとに見ると、知識・理解の問題が半数を占めている。また、思考に分類される問題や技能に分類される問題も本試験と同程度であった。このうち思考に分類される問題は、既習した知識や概念に基づいて考察させる問題と、問題文中で提示した考え方を基に、文章を読み取らせて解釈させたり、考察させたりする問題に分類することができる。また技能に分類される問題も、単に数値の読み取りではなく、文章と合わせて考えさせたり、選択肢を文にしたりすることで単に知識を問うているだけ、という形にはしないなど様々な工夫がなされており、良問が数多く見られた。

全体を通してみると、昨年度と同様に、学習内容や評価の観点での偏りはなく、学習指導要領に定める範囲で出題され、難易度は標準であるといえる。また本試験と比べて難易度や分量などにも特に差は認められなかった。

第1問 生徒の学習活動と、これに関連した教師との会話という場面設定で、自由にかかわる法に関する基礎的・基本的な知識や理解を問う出題である。

問1 近代憲法における人権の原点である自由権（18世紀的人権）と、20世紀的人権である社会権の成立経緯を踏まえた知識を問う問題である。誤答選択肢を選んだ理由としては、「国家による自由」と「国家からの自由」について「による」「からの」の部分を国語的に誤って解釈したりイメージをもったり、社会権である労働基本権と請求権である国家賠償請求権との混同があったことが考えられる。

問2 カントの「道徳的自律の自由」とサルトルの「自由と責任」について、単に知識を問うのではなく、思想家名を出さずにそれぞれの思想(考え方)を活用して、具体的場面からその内容を読み取り判断させる良問である。ただし、aとcの文は選択の結果の責任という文意が明快で、bの義務論の文との対照が容易すぎたきらいはあった。

問3 生徒同士の会話場面という設定で、表現の自由とその制約に関する問題である。設問自体は、日本国憲法の基本的知識と、時事的な知識のアップデートで解答可能である。公共の福祉を根拠とする自由権制約については、自由権行使により他者の人権保障が妨げられる場

合や、個人の人権を含む公益による場合など、他者との権利調整が前提であることが、問題の会話文の中に示されており、丁寧な出題であると思われる。また学校現場においては、教員が立憲主義の考え方を踏まえた上で、なぜ日本国憲法は基本的人権を保障しているのか、それに対してなぜ国民は権利の濫用をしてはならないのかということ、具体例を用いるなどして丁寧に指導する授業が求められよう。

問4 司法に関する法制度についての知識問題である。弾劾裁判が国会の権限であること以外は、日本国憲法の条文には規定されていないやや詳細な知識を必要とするため、難易度は高いが、日本の裁判所の違憲審査は具体的な裁判の中での付随的審査制であることや、裁判員の量刑判断、下級裁判所の種類等はいずれも、18歳以上で誰もが裁判員裁判に参加する可能性があることを考えれば、受験者には知っておいてほしい知識である。

第2問 難民問題に関する講演を聞いた生徒の会話や学習をもとに出題をしている。難民問題に関する現状や課題、援助のあり方等が扱われており、知識や理解だけではなく資料の読み取りや思考力を問う問題もありバランスがとれている。

問1 難民問題に関する会話文の空欄に、用語を入れる知識問題である。細かな内容や時事問題まで押さえておかないと正答にたどりつけず、難易度は高い。ノン・ルフルマンの原則については、用語それ自体を問うのではなく、その内容を問う出題もありうるのではないと思われる。

問2 国際援助に関する事例とその根拠となりうる考え方を合致させる問題である。事例、メモ(考え方)ともにその内容は読み取りやすく、難易度は高くない。幸福、正義、公正の観点をもとに、援助のあり方を考えさせる授業をすべきであるというメッセージ性が込められている。

問3 表(近年の政府開発援助の総額上位5か国における援助状況)と照らし合わせながら会話文を読ませ、表と会話文を完成させる問題である。落ち着いて読み取ることができれば国名の選択は容易であり、多国間ODAの特徴は国際機関を通じて支援されていることが分かっていたら正答を導き出せる。

問4 在留外国人の権利保護に関する会話文をもとに、公務員の選定及び罷免する権利、請願権について、それぞれの適用される対象者を問う問題である。日本国憲法の条文に関する問題の中では、やや難易度が高い。憲法条文の丸暗記ではなく、自然法思想や国民主権の観点をもとに、適用される対象者を学ばせる授業を心掛けたい。

第3問 生徒が「公共」の授業で経済活動とその社会的影響を学習したという設定で、機会費用、外部不経済、企業、効率と公正などに関する問題で構成されている。知識を問う問題と知識をもとに考察させる問題がバランスよく出題されている。全体として、標準的な難易度の出題である。

問1 機会費用についての基本的な知識を問う問題である。平易な問題であるが、機会費用は経済分野の学習の導入部分で取り扱う内容であるため、高校の授業では機会費用やトレードオフが適切に指導されておらず、受験者にとっては意外と難しかったかもしれない。

問2 外部不経済の内部化についての考え方を具体的な事例を用いて問う問題である。単に外部不経済とは何かを問うのではなく、外部不経済の解決の方法について考えさせる良問である。

問3 企業について基本的な知識を問う問題であり、平易な設問である。

問4 地方自治体が地域社会に提供するサービスについての記述を、効率と公正の観点から正誤を判断する問題である。効率と公正は中学校社会科公民的分野でも学んでいる概念であるので、難易度は高くない。効率と公正は、問1と同様に経済的分野の学習において導入部分で取り扱う内容であるが、身近な事例や時事的な事例と関連させて、その事例がもつ課題を

効率や公正の観点から考察させたり、複数の解決案の中から望ましいと考えられる解決案を選択・判断させたりするような指導を十分に行うことの大切さを訴えている問題である。

第4問 「公正な社会の実現」をテーマに、先生からの問題提起を受け、生徒が探究学習を進め、最後に公正な社会の実現に向けた構想を話し合うという展開からの出題である。雇用形態の違い、賃金格差など現代社会における重要な課題を取り上げている。問題の難易度は標準的である。

問1 サンドルの共通善はロールズとの対比で、「公共」の授業の中では扱われる項目である。ハヴィガーストの青年期の発達課題も同様に取り上げられる内容である。基本的知識を問う問題ではあったが、受験者にとって難易度は高いと思われる。探究学習のベースには知識の習得が必要不可欠であり、指導現場において今一度再認識をお願いしたい。

問2 雇用形態や性別による所得差の資料を読み解く問題である。問題文に沿って丁寧に資料を読めば正答できる平易な問題である。正規雇用・非正規雇用、男女間賃金格差を示すメッセージ性のある良問である。特に、男女間賃金格差のデータは、授業で活用できるよい資料である。

問3 日本の貧困と雇用形態、2000年前後の雇用状況に関する問題で難易度は高くない。選択肢アの「絶対的」と「相対的」の意味が、正しく理解されていないと思われる誤答が見受けられた。「絶対的」、「相対的」などのような抽象的な言葉の理解が、この問題に限らず本試験、追・再試験を通して十分に身に付いていない状況が見られた。日本の貧困の特質を扱った良問である。

問4 公正な社会の実現に向けた話し合いの中で、ベーシックインカムやワークシェアリングの導入に向けた提言が構想1、構想2で述べられており、文章の意味が分かれば平易な問題である。

3 分量・程度

「公共」の出題については、大問4問、小問16問で、小問16問中12問がほぼ1ページ内に収まっており、2ページにわたる小問は、資料を読み取る技能の問題であった。選択肢が6択の問題が5問、8択の問題は4問であった。選択肢の多い小問のうち、空欄補充については、選択肢が多くても比較的単純に解答できたとと思われるが、資料を読み取る問題は、丁寧に資料を読み解く必要があるため、解答に時間を要したと考えられる。ただし、資料問題は解答する上で前提となる知識を求めないものであれば、技能のみで解答できるので、正答率は高いと考えられる。全体としては、制限時間内で解答できる妥当な分量であったと思われる。

程度については、問題は、政治と法、経済、探究学習の各分野からバランスよく出題されており、かつこれらの中に倫理的分野の内容を組み込む工夫も見られる。また国際面については、政治分野の出題で国際政治が取り上げられており、探究学習分野に関しても国際比較の視点を取り込まれており、概ね標準的である一方、第2問では、問1で難民に関して、ノン・ルフールマンの原則や第三国定住制度などのやや深い知識を求めており、問2でもシンガーやポグゲ、ミラーなどの文献を取り上げているなど、やや難易度高めの印象を持った受験者もいたかもしれない。さらに経済的分野では、機会費用とトレードオフや、公平性と効率性といった、経済学習の導入部分を取り上げており、各論だけでなく本質を踏まえた体系的な学習が望まれる。しかし丁寧に問題を読めば正解できる内容となっており、しかも全体的には、多くが基本的知識を問う問題であって、難易度は妥当であったと考えられる。

4 表現・形式

出題形式は、1 ページまたは見開きの2 ページで構成されており、見やすくなっている。全体で21 ページあり、やや分量は多いように思われるが、問題は会話文、メモ、資料など多様な形式で工夫されている。

解答形式は、大問4問、小問各4問の合計16問の構成である。すべて「最も適当なもの」を選ぶ問題であり、「適当でないもの」を選ぶ問題はなく、受験生は解答しやすかったと思われる。いわゆる従来からある4択問題は1題のみであり、複数の答えを組み合わせた4択が6題、6択が5題、8択が4題であった。資料問題が2題あり、数値の計算など多少時間がかかるが、丁寧に選択肢と照らし合わせれば解答できる問題であった。いずれの問題においても、解答する上で重要なことは「公共」という科目における基礎的・基本的な知識や概念を確実に身に付けることである。

5 まとめ（総括的な評価）

追・再試験の問題については、平成30年版学習指導要領で新たに設けられた科目である「公共」の2回目の共通テストとして、旧課程の「現代社会」や、現行の課程における「政治・経済」とは異なり、現代社会の基本的な原理や原則などに関わる事柄を問うていたり、哲学的な思想や在り方を現実社会の諸課題と関連させて扱っていたりするなど、「公共」らしい問題であったという点については昨年度の試験や今年の本試験と共通していえる。文章の書きぶりについては本試験と比べるとやや堅苦しい問題がいくつか見られたが、試験問題全体を通してみると、評価の観点などについては本試験と出題数がほぼ揃えられており、また技能の観点に分類される問題についても、資料の読取りと同時に知識が求められているなど工夫がされている。

さらに公民科としての基礎科目という位置づけから、例えば第1問や第3問などにおいては、それぞれの分野の内容について基礎的・基本的な事項が出題されていることや、近年の社会的な課題などに題材を求めていることなどについて好感がもてる出題となっており、この試験問題を活用した授業も展開することができると思われる。

一方で、本試験同様、受験者には知識や概念が十分に身につけていないと思われる状況が見られた。知識や概念を整理、分類するなどして、何が大切な知識や概念であるのかを受験者一人一人が把握できるように指導が高等学校に求められよう。